

1. 商品名	・期日指定定期貯金
2. 販売対象	・個人
3. 期間	・最長 3 年（自動継続の取扱いができません。） ・1 年間の据置期間経過後、1 ヶ月前までに通知をすることにより、満期日を指定することができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入れ ・1 円以上 3 0 0 万円未満 ・1 円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・1 年間の据置期間経過後、1 ヶ月前までに通知をすることにより、元金の一部（1 万円以上 1 円単位）について払い戻しすることができます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金  (5) 金利情報の入手方法	・期間に応じた預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算で、1 年毎の複利計算。 ・2 0 %（国税 1 5 %、地方税 5 %）【注】の分離課税となります。 【注】平成 2 5 年 1 月 1 日から平成 4 9 年 1 2 月 3 1 日までの間は 2 0 . 3 1 5 %（国税 1 5 . 3 1 5 %、地方税 5 %）となります。 ・金利は、店頭の金利表示ボード等に表示しています。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組み入れることができます。 （貸越利率は、担保定期貯金の約定利率に 0 . 5 % を上乗せた利率） ・マル優の取扱いができません。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、「期日指定定期貯金（自動継続型）規定」に定める中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 1 年毎の複利計算をした利息とともに払い戻します。
10. 貯金保険制度	・この貯金は貯金保険制度による保護の対象となり、当会の他の一般貯金と合わせ元本 1 , 0 0 0 万円とその利息が保護されます。
11. 相互援助制度	・当会は、社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会に加入しており、万一の場合でも一定の支援が受けられることになっています。
12. 苦情処理措置	・本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」といいます。）につきましては、営業日の 9 時から 1 7 時までに、当会本支店・代理店または総務部（TEL : 082-247-2301）にお申し出ください。当会では、規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 ・JF マリンバンク 広島県相談所（以下「県相談所」といいます。）（TEL : 082-247-2301）でも、金融機関営業日の 9 時から 1 7 時まで、苦情等を受け付けています。 ※ 詳しくは、当会ホームページをご覧ください。当会本支店・代理店または総務部（TEL : 082-247-2301）にお問い合わせください。
13. 紛争解決措置	・苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、県相談所および全国 JF マリンバンク相談所（TEL : 03-3294-9670）を通じて、弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。 ※ 詳しくは、当会ホームページをご覧ください。当会本支店・代理店または総務部（TEL : 082-247-2301）にお問い合わせください。 ・次の東京・第一東京・第二東京の三弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）については、お客様が直接東京三弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。 ○ 東京弁護士会 紛争解決センター（TEL : 03-3581-0031） ○ 第一東京弁護士会 仲裁センター（TEL : 03-3595-8588） ○ 第二東京弁護士会 仲裁センター（TEL : 03-3581-2249） ・東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で次の手続きを進める方法もあります。 ①現地調停：東京三弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。 ②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 ※ 現地調停、移管調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は、県相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
14. その他参考となる事項	・満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。